

電子申請の入力方法

CR包括登録:再登録申請

2026/07/01
関東総合通信局
陸上第三課

トップページ > マイページ

マイページ

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を流用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

お知らせ

現在、お知らせはありません。

[お知らせ一覧を見る](#)

現在の申請・届出状況

現在、進行中の申請・届出はありません。

申請届出状況一覧を見る

作成中の申請を再開する

保有している電子免許状等

現在、保有している電子免許状等はありません。

電子免許状等一覧を見る

過去申請履歴一覧を見る

申請・届出を開始する

新規申請を開始

作成中の申請を再開

過去の申請を流用して作成

一括送信

「新規申請を開始」を押下

申請・届出を知る

電波利用 電子申請・届出システムで行える手続き、入力画面に表示される項目や手順の説明などを掲載しています。

各種申請一覧

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

技術基準適合証明等の報告に関する手続き

技適未取得機器に関する届出の手続き

申請の流れ

各種申請の流れ

免許状の受取方法

申請手数料等の納付方法

代理申請の方法

ご利用にあたって

初めてご利用の方

推奨環境

手順・操作方法

画面番号： SHN0011

トップページ > マイページ > 申請種別選択

申請種別選択

申請・届出

新規申請を開始 >

作成中の申請を再開 >

過去の申請を適用して作成 >

一括送信 >

各種照会

申請届出状況照会 >

過去申請履歴照会 >

納付情報照会 >

通知書照会 >

電子免許状等照会 >

アカウント管理

アカウント管理 >

委任管理 >

サポート

ご利用ガイド >

よくあるご質問 >

開始したい手続きの種類を以下から選択し、申請・届出を行ってください。

無線局に関する申請・届出等の様々な手続き

旧電子申請・届出システム（電子証明書方式）に相当します。電波利用に係る下記の申請・届出が行えます。
※ 以下の手続きは、パソコン専用です。スマートフォンやタブレットでは正常に表示・動作しない可能性があります。

申請・届出

無線局申請

特定無線局申請

登録局申請

特定無線局開設届（携帯電話基地局等）

登録検査等事業者等申請

その他の手続き

XMLファイルを読み込む

「登録局申請」を押下

その他

無線局情報入力支援機能

無線局に関する申請・届出等の様々な手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

アマチュア局専用の簡易な手続き

万が一、「無線局に関する申請・届出等の様々な手続き」が表示されない場合は、以下のリンクを参照ください

利用サービスが追加されてない場合

利用サービスの追加の手順 | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

法人アカウントでログインIDパスワードを利用の場合

ログイン方法の選択について | ご利用ガイド | 電波利用電子申請

解決しない場合の問い合わせ先

お問い合わせ | サポート | 電波利用電子申請

アマチュア局専用の簡易な手続きの関連情報

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

技適未取得機器に関する届出の手続き

特例による無線機器を用いた実験等を行う場合の届出が行えます。
変更届出・廃止届出の手続きは、過去申請履歴照会画面で該当する届出を選択し、詳細画面から行ってください。

申請・届出

開設届出

技適未取得機器に関する届出の手続きの関連情報

各種申請の説明を確認する

よくあるご質問を確認する

操作手順を確認する

マイページへ戻る

画面番号： SHN0033

申請種別選択

■ 申請種別選択

申請種別

登録局申請

個別／包括

必須

☐ 個別 ☒ 包括

宛先

必須

関東総合通信局長

担当部課

無線通信部陸上第三課

申請（届出）区分

必須

再登録申請

無線設備の規格

必須

デジタル簡易無線局

無線局の種類コード

CR

簡易無線局

無線局の種類補足コード

X

補足なし

文書番号

ヘルプ

① 以下の内容を選択

個別／包括：包括

宛先：＊下記参照のこと

担当部課：＊下記参照のこと

申請（届出）区分：再登録申請

無線設備の規格：デジタル簡易無線局

■ 免許等および処分通知等を受ける方法等について（確認）

必須

☒ すべて電磁的方法により閲覧します。

※ 電子免許状等（免許記録等）および電子処分通知等（電子免許状等照会画面）等により閲覧します。

※ 申請・届出等の手続等の処理（各種照会の各画面）等により閲覧します。

※ 免許事項証明書等が必要な方

通常は、免許事項証明書等の電子免許状等（免許記録等）を提出し、書面の委任状の場合は、処分通知等を書面により受け取るように記載してください。

「処分通知等は書面を希望：」なお、書面による処分通知等また、備考欄の記載の有無に

電子免許状等（免許記録等）

電子免許状等（免許記録等）または、電子処分通知等は

無線局等は、①このシステム（免許記録等）の写しを提出する。

用語については次のとおりです。

「電子免許状等（免許記録等）」は「無線局」を指します。

「免許事項証明書等」とは、免許事項証明書および許可事項証明書です。なお、「登録検査等事業者等申請書」「登録検査等事業者登録通知書」が該当します。

「処分通知等」とは、処分の通知その他の法令の規定に基づき総務省が行う通知をいいます。無線局予備免許通知書、無線局変更許可通知書、無線局検査結果通知書 等をいいます。処分通知等は、「処分書」「○○通知書」等のように表示されています。

～ 宛先・担当部課の補足 ～

再登録申請の提出先は登録番号によって異なります。
以下の総合通信局の担当部課及び登録番号をご確認ください。

宛先	担当部課	登録番号
関東 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	関括K 第○○号
信越 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	信括K 第○○号
東海 総合通信局長	無線通信部 陸上課	海括K 第○○号
北陸 総合通信局長	無線通信部 無線通信課	陸括K 第○○号
近畿 総合通信局長	無線通信部 陸上第三課	近括K 第○○号
中国 総合通信局長	無線通信部 陸上課	中括K 第○○号
四国 総合通信局長	無線通信部 無線通信課（陸上）	四括K 第○○号
九州 総合通信局長	無線通信部 陸上課	九括K 第○○号
東北 総合通信局長	無線通信部 陸上課	東括K 第○○号
北海道 総合通信局長	無線通信部 陸上課	北括K 第○○号
沖縄 総合通信事務所長	無線通信課（陸上）	沖括K 第○○号

マイページに戻る

② 「申請情報入力」を押下

申請情報入力

再登録申請

[詳細ページ](#)

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

代理人情報の記入は申請提出者が「申請者本人」の場合と「代理人」の場合で異なります

申請者自身による申請の場合

申請者自身による申請の場合は、「委任しない」を選択

■ 代理人情報

委任 ☒ 委任しない ☐ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない) [ヘルプ](#)

代理人による申請の場合

- ① 代理人による申請の場合は、「委任する」を選択
 - * 電子的に委任する場合は、「電子委任状を含む」
 - * 書面の委任状により委任する場合は、「電子委任状を含まない」

■ 代理人情報

委任 ☐ 委任しない ☒ 委任する(電子委任状を含む) ☐ 委任する(電子委任状を含まない) [ヘルプ](#)

・ 代理人情報明細 [ヘルプ](#)

追加

② 「追加」を押下し、代理人情報明細を追加

③ 書面の委任状により委任する場合は、添付書類に委任状を追加

全体ページ

再登録申請

[詳細ページ](#)

2年以内に電波法に違反していない場合には、「無」を選択

全体ページ

[illegible]

再登録申請

[詳細ページ](#)

全体ページ

[illegible]

再登録申請

[詳細ページ](#)

入力不要

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

送付先の入力、納入告知書の送付先を以前の住所から「**変更しない**」場合と「**変更する**」場合で異なります

送付先を変更「しない」場合

■ 電波利用料

☐ 電波法第103条の2第14項に該当

・ 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

（☐ 申請者と同一のため記載を省略します。）

編集

削除

〒

市区町村コード

住所

（フリガナ）

部署名

（漢 字）

送付先を変更しない場合は、入力/チェック不要

送付先を変更「する」場合

■ 電波利用料

☐ 電波法第103条の2第14項に該当

・ 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

（☐ 申請者と同一のため記載を省略します。）

編集

削除

〒

市区町村コード 13 (東京都) - 13101 (千代田区)

住所

〒 (102 - 8795)

九段南1-2-1

（フリガナ）ムセンブ ムセンカ

部署名

（漢 字）無線部 無線課

送付先を変更する場合は編集から入力



再登録申請

[詳細ページ](#)

申請内容に関する問い合わせ先を入力
※日中連絡が可能な連絡先を入力

申請書

[illegible]

全体ページ

[illegible]

詳細ページ

全体ページ

申請 > 申請書 > 入力確認 > 入力完了
↳ 別表第二号の五 P1

1 2

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

■ 無線局の種類

種別	簡易無線局
種別補足	補足なし

① 最長有効期間(5年)を希望する場合は入力不要
* 5年よりも短い有効期間を希望する場合に入力

■ 5 希望する登録の有効期間

希望する登録の有効期間	▼ 年 ▼ 月 ▼ 日
-------------	--

■ 6 開設の目的

目的	簡易な業務	ヘルプ
開設の目的コード1	一般業務用	▼
開設の目的コード2	▼	
開設の目的コード3	▼	
開設の目的コード4	▼	

② 以下の内容を入力/選択
目的：簡易な業務
開設の目的コード：一般業務用

・ 無線局の目的・通信事項一覧

追加 編集 複製 削除

無線局の目的	通信事項
追加不要	

■ 9 備考

備考

0/2500

ヘルプ

マイページに戻る

前ページ 一時保存 入力完了

③ 「入力完了」を押下

申請書

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

無線局の種類

無線局の目的・通信事項一覧

備考

入力完了



事項書

無線局事項書及び工事設計書(別表第二号の五)

無線局の種類

無線局の目的・通信事項一覧

備考

入力完了

登録局申請

■ 一時保存

ここまで入力したデータを一時保存する場合は、
一時保存名を入力して、「入力内容を保存する」ボタンを押してください。
一時保存名を入力しない場合、「タイトル未設定」として保存されます。
一時保存した申請を再開する場合は、「作成中の申請を再開」から保存時の一時保存名を選択してください。

一時保存名

タイトル未設定

ヘルプ

入力内容を保存する

■ 送信確認

データを送信する場合は、「送信」ボタンを押してください。
入力内容を確認・印刷する場合は、「内容確認」ボタンを押してください。
内容を修正する場合は、「編集」ボタンを押してください。

編集

チェック状態	済
申請者名	関東総合通信株式会社
宛先	関東総合通信局長

※ チェック状態が「未」となっているデータは、入力画面で「入力完了」ボタンを押していないため
データ・チェックが行われていません。
「送信」する場合は「編集」ボタンから画面を開き、

内容確認後、「送信」を押下

ください。

マイページに戻る

送信

内容確認

再登録申請の提出完了です。
職員による審査をお待ちください。